

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業

基本協定書（案）

平成 26 年 4 月 28 日

【平成 26 年 6 月 30 日修正】

名古屋市
公益財団法人名古屋まちづくり公社

目次

第 1 条 (定義)	1
第 2 条 (趣旨)	1
第 3 条 (発注者及び落札者の義務)	1
第 4 条 (構成員の変更等)	2
第 5 条 (事業契約)	2
第 6 条 (準備行為)	3
第 7 条 (事業契約の不調)	3
第 8 条 (秘密保持)	4
第 9 条 (本協定の変更)	4
第 10 条 (協定の有効期間)	4
第 11 条 (準拠法及び裁判管轄)	4
第 12 条 (協議)	4

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業 基本協定書（案）

名古屋市金城ふ頭駐車場（仮称）整備事業（以下「本事業」という。）に関して、名古屋市（以下「市」という。）及び公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「公社」という。）（市と公社を総称して、以下「発注者」という。）と〔(落札者又は落札者の各構成員)〕との間で、以下のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、本協定中、次の各号に掲げる用語以外の用語の定義は、入札説明書による。

- (1) 「協力会社」とは、落札者又は落札者の構成員以外の企業で、本協定の当事者とはならないが、本事業開始後、落札者又は落札者の各構成員から直接業務を受託し又は請け負うことを予定し、本事業の確実な施行のため落札者又は落札者の各構成員に準じた主要な役割を担うものをいう。
- (2) 「事業期間」とは、設計施工請負契約の締結日から管理運営協定に定める維持管理・運営期間の終期までの期間をいう。但し、同日以前に事業契約が解除された場合又は事業契約上の規定に従って終了した場合は、事業契約の締結日から事業契約が解除された日又は終了した日までの期間をいう。
- (3) 「事業契約」とは、設計施工請負契約及び管理運営協定をいう。
- (4) 「設計・建設事業予定者」とは、落札者のうち本事業の設計及び建設業務を担う者（落札者が単独である場合は当該落札者。）をいう。
- (5) 「維持管理運営事業予定者」とは、落札者のうち本事業の維持管理及び運営業務を担う者（落札者が単独である場合は当該落札者。）をいう。
- (6) 「設計施工請負契約」とは、公社と設計・建設事業予定者との間で、設計及び建設業務の実施について締結される予定の契約をいう。
- (7) 「管理運営協定」とは、市と維持管理運営事業予定者との間で、維持管理及び運営業務の実施について締結される予定の協定をいう。
- (8) 「事業提案書等」とは、本選定手続において、落札者が発注者に提出した入札書、事業提案書、発注者からの質問に対する回答書その他落札者が事業契約締結までに提出する一切の書類をいう。
- (9) 「落札者」とは、事業契約の締結を予定する者として発注者が決定した者をいう。
- (10) 「代表企業」とは、落札者を代表する企業をいう。
- (11) 「事業予定者」とは、本事業を遂行する落札者又は落札者の構成員をいう。
- (12) 「提示条件」とは、本選定手続において、発注者が提示した一切の条件をいう。
- (13) 「入札説明書」とは、本選定手続の際に発注者が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、業務要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、設計施工請負契約書（案）、管理運営協定書（案）、様式集等をいい、公社ホームページにおいて公表された変更・修正・説明・質問に対する回答等を含む。
- (14) 「本選定手続」とは、本事業に関して実施された総合評価一般競争入札による本事業を遂行する者の選定手続をいう。

第2条（趣旨）

本協定は、本選定手続により、落札者が決定されたことを確認し、事業契約締結のための発注者と落札者との間の協力その他本事業の円滑な実施に必要な諸手続について定めることを目的とする。

第3条（発注者と落札者の義務）

- 1 発注者と落札者は、事業契約の締結に向けてそれぞれ誠実に対応し、事業契約の効力

が生じるように最善の努力をする。

- 2 落札者は、提示条件を遵守の上、発注者に対し事業提案書等を作成したものであることを確認する。
- 3 落札者は、事業契約締結のための協議に当たっては、事業提案書等を遵守するとともに、本選定手続にかかる発注者と提案評価委員会の要望事項を尊重する。

第4条（構成員の変更等）

- 1 落札者は、事前に発注者の承諾を得た場合に限り、落札者の構成員又は協力会社の変更を行うことができるものとする。
- 2 落札者の各構成員（代表企業を含む。以下同じ。）は、本事業を実施するにあたり、事前に発注者の承諾を得た上で、自らを構成員として民法上の組合である共同企業体を設立し、当該企業体をもって事業実施主体とすることができる。この場合、共同企業体の各構成員は、当該構成員の地位その他共同企業体に関する権利義務を第三者に譲渡してはならない。
- 3 管理運営協定に定める維持管理・運営期間中において、維持管理運営事業予定者による同業務の遂行が困難となった場合、落札者のその他の構成員は、当該業務を自ら遂行すること又は遂行する者として維持管理運営事業予定者と同等以上の能力・実績を有する新たな企業を発注者に提案する等、発注者が必要と認める協力をするべく最大限努力する。但し、落札者が単独の場合はこの限りではない。

第5条（事業契約）

- 1 公社及び設計・建設事業予定者は、入札説明書に添付の設計施工請負契約書（案）の形式及び内容にて、本協定締結の日から〇〇日以内を目途に設計施工請負契約を締結するよう最大限の努力をするものとする。
- 2 前項の契約書は、市と公社間で締結を予定している本施設についての施設譲渡仮契約の名古屋市議会の否決を解除条件とするものとする。
- 3 市及び維持管理運営事業予定者は、指定管理者候補として、入札説明書に添付の管理運営協定書（案）の形式及び内容にて、平成 27 年〇月末までを目途に管理運営協定を締結するよう最大限の努力をするものとする。但し、名古屋市議会において管理運営協定締結後に制定される予定の本施設についての施設設置条例の内容を踏まえ、市と維持管理運営事業予定者の間で協議の上行われる追加、修正等についてはこの限りでない。
- 4 前項の協定書は、施設設置条例若しくは指定管理者指定議決の否決を解除条件とするものとする。
- 5 発注者は、入札説明書に添付の設計施工請負契約書（案）及び管理運営協定書（案）の文言に関し、落札者より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。
- 6 発注者と落札者は、事業契約の締結後も、入札説明書のスケジュールに従って本事業が遂行されるよう協力する。同スケジュールに定める時期まで関連諸契約が締結されず、又は工事着手、供用開始がなされない場合、発注者と落札者は、未締結の関連諸契約の締結時期について協議を行う。
- 7 本条第1項ないし第4項の規定にかかわらず、設計施工請負契約又は管理運営協定いずれかの締結までに、本選定手続に関して落札者に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、原則として、発注者は設計施工請負契約又は管理運営協定を締結せず、また仮契約を締結している場合であっても本契約としての効力は生じない。但し、かかる場合であっても、**代表企業を除く**落札者の構成員につき次の各号のいずれかの事由が生じた場合であっても、当該事由の生じた構成員を落札者から除いた上で、落札者の

残存構成員のみにより、又は、当該事由の生じた構成員と同等以上の能力・実績を有する新たな企業を落札者の構成員として追加することにより、本事業の円滑かつ確実な遂行に支障がないと発注者が認めた場合は、発注者は事業契約を締結し、また本契約としての効力を生じさせることができる。

- (1) 落札者のいずれかの構成員（代表企業を含む。以下同じ。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第 1 項又は第 50 条第 1 項に基づき排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、又は、同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- (2) 贈賄、談合その他市又は公社との信頼関係を著しく損なう不正行為の容疑により、落札者のいずれかの構成員、それらの代表者、役員若しくは代理人、使用人その他の従業者について、逮捕又は公訴提起をされたとき。
- (3) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警本部長締結）における排除措置の対象となる法人となったとき。

- 8 本条第 1 項ないし第 4 項の規定にかかわらず、管理運営協定の本契約の締結までに、必要な名古屋市議会における議決が得られない場合は、管理運営協定は成立しない、又はこれを締結しないことができる。但し、発注者と落札者は、既に締結した設計施工請負契約書についてはその取扱いにつき、誠実に協議を行うものとする。

第 6 条（準備行為）

- 1 落札者は、設計施工請負契約締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業に関するスケジュールを遵守するために必要な準備行為（設計に関する打ち合わせを含む。）を行うことができ、発注者は、必要かつ可能な範囲で、自己の費用でかかる準備行為に協力する。
- 2 落札者は、前項に定める準備行為の結果（設計に関する打ち合わせの結果を含む。）を、設計施工請負契約締結後速やかに、事業予定者に引き継ぐ。

第 7 条（事業契約の不調）

- 1 落札者の責めに帰すべき事由により、設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至らなかった場合、既に発注者と落札者が本事業の準備に関して支出した費用はすべて落札者の負担とするほか、落札者の各構成員は、連帯して、本事業に係る提案金額（入札金額（設計施工費）と維持管理運営費の提案額（年額）の合計額とする。ただし、既に設計施工請負契約が締結され、これが解除されない場合にあつては、入札金額（設計施工費）の額を減じた額とする。））の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を発注者に支払う。この場合において、発注者に生じた実際の損害額が当該違約金の金額を超える場合は、発注者は、落札者に対して当該超過分について請求することができる。
- 2 発注者の責めに帰すべき事由により、又は、落札者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず本施設に関し必要な名古屋市議会における議決がなされないことにより、設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至らなかった場合、既に発注者が本事業の準備に関して支出した費用について、発注者の負担とするほか、既に落札者が本事業のうち設計及び建設業務又は維持管理及び運営業務の準備に関して支出した費用についても、発注者と落札者で協議を経て予算措置の上、合理的な範囲において発注者が負担する。
- 3 前 2 項の場合のほか、発注者又は落札者のいずれの責めに帰すべき事由なくして設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至らなかった場合、既に発注者と落札者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じな

いことを確認する。

- 4 設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至らなかった場合において、落札者は、公表済みの書類を除き、本事業に関して発注者から交付を受けた書類及びその複写物をすべて返却しなければならない。また、落札者は、本事業に関して発注者から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、落札者は、返却した資料等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を市又は公社に提出するものとする。

第8条（秘密保持）

発注者と落札者は、本協定に関する事項につき、相手方の承諾を得ずして、これを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。但し、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合、事業予定者に開示する場合、公社が相手方に守秘義務を負わせた上で本事業に関する資金調達に必要かつ合理的な範囲で開示する場合及び市が法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

第9条（本協定の変更）

本協定は、当事者全員の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

第10条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業期間の終了時までとする。但し、設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至らなかった場合は、設計施工請負契約又は管理運営協定の締結に至る可能性がないと発注者が判断して代表企業に通知した日までとする。本協定の有効期間の終了にかかわらず、第7条、第8条及び次条の規定の効力は存続する。

第11条（準拠法及び裁判管轄）

本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄裁判所は名古屋地方裁判所とする。

第12条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と落札者の間で協議して定める。

（以下余白）

以上を証するため、本協定書を●通作成し、市及び公社、落札者又は落札者の各構成員は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成●年●月●日

市：

●●

名古屋市

名古屋市長 ●●

公社：

●●

公益財団法人名古屋まちづくり公社

理事長 ●●

代表企業：

●●●●

●●●●

代表取締役 ●●

落札者構成員

●●●●

●●●●

代表取締役 ●●

落札者構成員

●●●●

●●●●

代表取締役 ●●